

みつはし社会保険労務士事務所

社会保険労務士 三橋 知香枝

〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11

TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054

M a i l : mitsuhashi@setagaya-sr.tokyo

http://setagaya-sr.main.jp/

今月のテーマ

- 賃金請求期限、当面3年に
- 労災認定、副業の時間合算
- 失業手当の制限緩和
- 雇用継続給付、廃止へ
- 氷河期募集、年齢制限容認

賃金請求期限、当面3年に

厚生労働省は、労働者が残業代などの未払い賃金を企業に請求できる期限について、労働基準法の規定を現行の2年から「5年」に改正し、当面は「3年」で運用する案が示されました。2020年4月施行の改正民法で未払い金や滞納金の消滅時効を5年に統一することを受けた措置で、労働者の権利拡大につながります。未払い賃金の消滅時効を民法と同じ5年として労働基準法は改正されますが、企業の負担軽減のため、まずは3年で運用し、5年後に見直しで引き延ばすこととされました。

労災認定、副業の時間合算

副業や兼業などで掛け持ちで働く人を労災認定する際、すべての労働時間を合算した残業時間をもとに判断されることとなります。過労死を招く脳・心臓疾患の労災認定基準は、発症前1カ月の法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えた残業時間が100時間を超えた場合などとし、「過労死ライン」と呼ばれています。現在は、複数の会社で働く人でも労働時間は個々の勤務先で判断されていますが、新制度は、複数の勤務先での労働時間を合算して残業時間を算出できるようにし、労災の認定基準を超えているかが判断されます。過労自殺を含む精神疾患の労災認定でも、認定の基準となる労働時間や心的な負担について、複数の勤務先の状況から総合的に判断されることとなります。また、現在、労災保険の給付額は労災が起きた勤務先の賃金のみが根拠とされていますが、これを本業と副業を合わせた賃金をベースとすることで補償額が増額され、複数の仕事を休まざるを得なかった場合に十分な給付を受けられるようになります。

なお、労災認定の新制度では個人事業主やフリーランスなど雇用によらない働き方をする人には適用されません。

失業手当の制限緩和 自己都合退職2か月で支給

厚生労働省は、自己都合で退職した人が失業手当を受け取れるようになるまでの給付制限期間を試行的に現在の3カ月から2カ月に短縮する案を了承しました。

給付制限は安易な離職や手当の受給を抑制する観点から設定されていますが、現在、会社都合ではなく、転職のため自ら退職した自己都合の人が失業手当を受給する場合、3カ月経過するまでは給付されませんが、5年のうち2回までは2カ月経過すれば給付されることとなります。

雇用継続給付、廃止へ

現役時代に比べて賃金が大幅に下がった60～64歳の高齢者に穴埋めとして支給される「高年齢雇用継続給付」が段階的に廃止される見通しです。現状では60歳を超えると賃金が大幅に下がる人が多く、60～64歳の賃金が60歳時点に比べて75%未満の場合、原則として月給の最大15%が雇用保険から支給されます。現在の給付水準を2025年度に60歳になる人から半減させ、30年度以降60歳になる人から廃止されます。65歳までの継続雇用が25年度から完全に義務化されるため、企業が自力で対応し賃金水準を確保すべきと判断されました。

氷河期募集、年齢制限容認

バブル崩壊後に就職難だった「就職氷河期世代」の就労後押しを目的に、現在禁止されている年齢制限をした採用活動が、この世代に限り、全面解禁されるようになります。氷河期世代を対象にした求人については、ハローワーク経由に限って容認されていましたが、近々、全面解禁になる見通しです。

企業が求人や採用をする際、年齢差別を防ぐ観点から年齢条件を付けることは法律で禁じられていますが、60歳以上の高齢者や、国の雇用促進策の対象者など奨励で定められた場合は例外として認められており、この度、氷河期世代についても認められることになりそうです。